

## 規制の事前評価書

|                                   |  |              |                 |               |                   |               |   |
|-----------------------------------|--|--------------|-----------------|---------------|-------------------|---------------|---|
| <b>政策の名称</b>                      | 公共職業安定所における労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人不受理  | <b>担当部局名</b> | 職業安定局派遣・有期労働対策部 | <b>作成責任者名</b> | 若年者雇用対策室長<br>牛島 聡 | <b>評価実施時期</b> | 平成27年3月   |
| <b>法令案等の名称・関連条項</b>               | 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(青少年の雇用の促進等に関する法律)第11条(求人者の不受理)  |              |                 |               |                   |               |   |
| <b>規制の目的、内容及び必要性等</b>             | <p>【現状及び問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過重なノルマや賃金不払残業など不適切又は違法な環境で若者を業務に従事させた上に、成果を上げられない者については離職を余儀なくさせるような、若者の「使い捨て」が疑われる企業が存在が指摘されているところであるが、職業安定法において、公共職業安定所は求人者の内容が法令に違反する場合を除き、求人申込みをすべて受理しなければならないとされており(職業安定法第5条の5)、若者の「使い捨て」が疑われるような企業からの求人も排除することができない。</li> <li>○ 若者がそのような企業に就職した場合、その円滑なキャリア形成に支障を来し、若者の職業人生全体に大きな影響を及ぼすこととなる。</li> </ul> <p>【規制の目的、内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業に関する知識・経験が少ない新規学校卒業者が、社会の入り口でトラブルに巻き込まれることを防止し、円滑なキャリア形成を行えるようにするため、公共職業安定所は原則求人申込みをすべて受理しなければならないとされている職業安定法の特例として、一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者については、一定期間、新規学校卒業者の求人申込みを受理しないことができることとする。</li> </ul> <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働関係の法律の規定に違反する求人者が存在する中、職業に関する知識・経験が少ない新規学校卒業者が、こうした求人者からの求人に応募し社会の入り口でトラブルに巻き込まれることは、キャリア形成のスタート地点でのつまずきとなり、長期的な影響が危惧される。そのため、公的な機関である公共職業安定所においては、当該求人者からの新規学校卒業者に関する求人申込みを受理しないことができることとすることが必要である。</li> </ul> |              |                 |               |                   |               |   |
| <b>想定される代替案</b>                   | 公共職業安定所長は、一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者について、一定期間、新規学校卒業者に関する募集を制限することができることとする。  |              |                 |               |                   |               |   |
| <b>規制の費用</b>                      | <b>費用の要素</b>   |              |                 |               |                   |               | <b>代替案の場合</b>   |
| 1 遵守費用                            | 一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者は、一定期間、公共職業安定所を通じた新規学校卒業者の求人を行うことができない場合があるため、その間の新規学校卒業者の採用は、直接募集等により対応することとなり、そのための費用が生じる。  |              |                 |               |                   |               | 一定の労働関係の法律の規定に違反した求人者は、一定期間、新規学校卒業者の募集を行うことが一切できなくなる場合があるため、そのための費用は生じなくなる。一方、新規学校卒業者の募集を行えなくなるにより、必要な労働力の確保や事業経営に重大な支障が生じるおそれがある。  |
| 2 行政費用                            | 公共職業安定所が新規学校卒業者に関する求人者の申込みを受けた場合には、国において、求人者の労働関係の法律の規定に関する違反状況について確認を行うための行政費用が発生することとなる。   |              |                 |               |                   |               | 公共職業安定所が新規学校卒業者に関する求人者の申込みを受けた場合には、国において、求人者の労働関係の法律の規定に関する違反状況について確認を行うための行政費用が発生するほか、当該求人者が募集活動を行っていないかについて確認を行うための行政費用も発生することとなる。  |
| 3 その他の社会的費用                       | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。   |              |                 |               |                   |               | 一定の労働関係の法律の規定に違反した求人者は、一定期間、新規学校卒業者の募集を一切行うことができない場合があるため、当該求人者に就職を希望する新規学校卒業者の就職の機会が減ることとなるなど、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が出るおそれがある。  |
| <b>規制の便益</b>                      | <b>便益の要素</b>   |              |                 |               |                   |               | <b>代替案の場合</b>   |
|                                   | 就業を継続していく上で問題のある企業に新規学校卒業者が就職することを防止することにより、我が国の将来を担う若者が円滑にキャリア形成を行えるようになり、ひいては、少子高齢化による若年労働力が減少する中、社会経済の発展に寄与することも期待できる。  |              |                 |               |                   |               | 就業を継続していく上で問題のある企業に新規学校卒業者が就職することを防止することにより、我が国の将来を担う若者が円滑にキャリア形成を行えるようになり、ひいては、少子高齢化による若年労働力が減少する中、社会経済の発展に寄与することも期待できる。しかしながら、当該求人者に就職を希望する新規学校卒業者の就職の機会が減ることとなる等、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が生じ、得られる便益が限定的となるおそれがある。 |
| <b>政策評価の結果<br/>(費用と便益の関係の分析等)</b> | 改正案を導入することにより、一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者や公共職業安定所における費用が増大するが、就業を継続していく上で問題のある企業に新規学校卒業者が就職することを防止することにより、我が国の将来を担う若者が円滑にキャリア形成を行えるようになり、ひいては社会経済の発展に寄与するという得られる便益に比べ、過大な費用負担とは言えない。一方、代替案を導入した場合には、新規学校卒業者が就業を継続していく上で問題のある企業に就職することを改正案よりも確実に防止することができるが、当該求人者が募集活動を行っていないかについて確認するための行政費用が発生することとなり、さらに、一定の労働関係の法律の規定に違反した求人者は、一定期間、新規学校卒業者の募集を一切行えなくなる場合があるため、必要な労働力の確保や事業経営に重大な支障が生じるとともに、当該求人者に就職を希望する新規学校卒業者の就職の機会が減ることとなるなど、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が生じるおそれがある。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。   |              |                 |               |                   |               |   |
| <b>有識者の見解その他関連事項</b>              | <p>「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定)(抄)</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>2-2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii)若者・高齢者等の活躍推進</p> <p>① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。</li> </ul> <p>労働政策審議会職業安定分科会建議(平成27年1月23日)</p> <p>「若者の雇用対策の充実について」(抜粋)</p> <p>1. 1 新規学校卒業者等の就職活動からマッチング・定着までの適切かつ効果的な就職支援の在り方について</p> <p>(3) 公共職業安定所での求人不受理</p> <p>現在、公共職業安定所は、個別の求人者の申込み内容が違法である場合等を除いてすべての求人申込みを受理しなければならないこととされている。しかし、賃金不払残業等の労働基準関係法令違反が繰り返し認められる求人者もある中、新卒一括採用の慣行の下、就業に関する経験が少ない新規学校卒業者が、こうした求人者からの求人に応募し社会の入り口でトラブルに巻き込まれることは、キャリア形成のスタート地点でのつまずきとなり、長期的な影響が危惧されるところである。</p> <p>そのため、若者が就業を継続していく上で問題を抱えることとなると判断される賃金不払残業等の労働基準関係法令違反が繰り返し認められる場合や男女雇用機会均等法及び育児介護休業法違反に基づく公表の対象となった場合は、公的な機関としての公共職業安定所においては、当該求人者からの求人申込みを一定期間受理しないことができることとすることが適当である。</p>   |              |                 |               |                   |               |   |
| <b>レビューを行う時期又は条件</b>              | 法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。   |              |                 |               |                   |               |   |